

	原	小	鹿
地域指定年度	S45	S46	47
計画策定年度	S46	S47	47
計画見直し年度	-	S51	-
	-	S61	S63
	-	H6	-
	H12	H14	H10
	H29		

南相馬農業振興地域整備計画書

平成30年3月

福島県南相馬市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
（1）土地利用の方向	1
土地利用の構想	1
農用地区域の設定方針	2
（2）農業上の土地利用の方向	4
農用地等利用の方針	4
用途区分の構想	4
2 農用地利用計画	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	10
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第5 農業近代化施設の整備計画	15
1 農業近代化施設の整備の方向	15
2 農業近代化施設整備計画	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3 農業を担うべき者のための支援の活動	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連	18

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
(1) 就農を目指す若者等の確保に向けた取り組み	20
(2) 就農を目指す若者等の定着に向けた取り組み	20
(3) 関係機関等の役割分担	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8 生活環境施設の整備計画	22
1 生活環境施設の整備の目標	22
(1) 安全性	22
(2) 保健性	22
(3) 利便性	23
(4) 快適性	24
(5) 文化性	24
2 生活環境施設整備計画	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	25
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9 付図	26
1 土地利用計画図(付図1号)	26
2 農業生産基盤整備開発計画図、農業近代化施設整備計画図(付図2号)	26

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

土地利用の構想

南相馬市は、平成18年1月1日に小高町、鹿島町及び原町市の合併により誕生し、相双地域の歴史、文化、社会、経済及び物流の中心都市として、現在もその役割を担っている。

福島県浜通り地方の北部に位置し、東部に太平洋、西部に阿武隈高地が連なる西高東低の地勢となっており、西の福島市、南のいわき市、北の仙台市からほぼ等距離に位置する。また、阿武隈高地の森林や海岸線など、変化に富んだ豊かな自然を有し、比較的温暖な気候であることから、南限・北限の植生が分布するなど、特徴のある自然や生態系が共存する地域である。

本市の都市計画用途地域は旧市町ごとに指定されており、その区域はJR常磐線小高駅、原ノ町駅及び鹿島駅を中心にそれぞれ形成されている。また、土地利用を利用区分別に見ると、平成26年においては、農用地が21.0%、森林・原野が55.3%となっている。

近年は、常磐自動車道の全線開通による圏域内外とのネットワークの強化や、工業団地の整備と積極的な企業誘致、各種産業の集積といった地域振興策等を推進しており、都市地域周辺において都市的土地利用への転換が進み、農用地などが減少してきている現状にある。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災での地震と津波により沿岸部の住宅や生活基盤は甚大な被害を受け、それに伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害(以下、「原発事故」)に伴い多くの市民が避難生活を送ることを余儀なくされるだけでなく、農作物の作付制限や商工業事業所の閉鎖・撤退、雇用者の解雇・流出など、本市を取り巻く状況は、市の存続が危ぶまれるほど多分野にわたり深刻な状況となった。

さらに、東日本大震災により住宅を失った方々や原発事故により避難を余儀なくされた方々が市内で住宅の再建をすることなどにより、都市地域が拡大することも予想されるため、新たなまちづくりをしていくことが求められるが、一方で土地利用の現状を踏まえると、限られた土地資源の有効利用と適切な維持管理の下、利用目的に応じた区分ごとの計画的な整備が、従来にも増して必要になっている。

以上のことから、土地利用の基本方針としては、東日本大震災や原発事故などからの復旧・復興・再生に向けて、本市の将来像である「みんなでつくる かがやきと やすらぎのまち 南相馬 ～復興から発展へ～」を実現するための具体的な施策や取組について、土地需要の量的調整、土地利用の質的向上などに総合的に配慮しながら推進していく。復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進する。

また、効果的・効率的な除染を推進するとともに、今後の土地利用に大きく影響を及ぼす放射性物質による汚染状況、避難地域住民の帰還の状況などを注視しながら、利用されないことが見込まれる土地については、地域の発展や振興に配慮し自然エネルギー等有効な土地利用を推進していく。

都市的土地利用については、コンパクトシティの考えのもと、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制とあわせて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、自然環境

保全機能など農用地や森林のもつ多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、災害公営住宅等の復旧・復興に寄与する都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行っていく。

なお、津波被災地域や原発事故により未利用地となることが見込まれる土地など復興特区制度を活用した土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、有効な土地利用を積極的に行うものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H26)	8,352	21.0			22,029 (8)	55.3	1,057	2.7	131	0.3	8,289	20.8	39,858	100
目標 (H36)	7,793	19.5			22,286 (8)	55.9	1,022	2.6	187	0.5	8,570	21.5	39,858	100
増減	559				257		35		56		281		0	

注) 1 資料：南相馬市国土利用計画（第2次）

2 ()内は混牧林地面積である。

3 農業用施設用地は、農用地に含むものとする。

農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本域内にある現況農用地7,225haのうち、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約7.7haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
原町区鶴谷	鶴谷	7.7	-	7.7	

(注) 上記に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、法第10条第4項に該当する次の土地とする。

- ・土地改良事業等における非農用地区域（法第10条第4項、政令第8条第1号）
- ・優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅（政令第8条第2号）
- ・農村地域工業等導入促進法による農村地域工業等導入実施計画並びに総合保養地域整備法、多極分散型国土形成促進法並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による開発計画等に基づき整備される施設（政令第8条第3号）
- ・道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい障害を及ぼすおそれが少ないもの（政令第8条第4号、規則第4条の4）

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(比較的大規模の土地改良施設用地)

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積 (ha)	土地改良施設等の種類
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	受益面積 (ha)	農業用施設等の種類
JA そうま鹿島カントリーエレベーター	鹿島区南屋形	44.9	大規模乾燥調製貯蔵施設
JA そうま原町カントリーエレベーター	原町区萱浜	370	大規模乾燥調製貯蔵施設
JA そうま石神カントリーエレベーター	原町区石神	350	大規模乾燥調製貯蔵施設
計			

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

特になし

(2) 農業上の土地利用の方向

農用地等利用の方針

本市では、今後さらに人口減少および農業従事者の高齢化が進むのみならず、若い農業後継者や担い手不足による農家の継続問題が深刻化すると考えられ、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予想される。受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることにより、農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

計画的なほ場整備を促進するとともに、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等を推進し、担い手の経営規模拡大を促進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
鹿島区	1,827.7	1,827.7	0	1.8	1.8	0	2.5	2.5	0	1.5	1.5	0	1,833.5	1,833.5	0
原町区	2,861.8	2,864.4	2.6	-	-	0	-	-	0	12.3	12.3	0	2,874.1	2,876.7	2.6
小高区	2,140.3	2,155.3	15.0	33.5	33.5	0	9.0	9.0	0	16.6	16.6	0	2,199.4	2,214.4	15.0
計	6,829.8	6,847.4	17.6	35.3	35.3	0	11.5	11.5	0	30.4	30.4	0	6,907.0	6,924.6	17.6

用途区分の構想

(ア)都市周辺地域

都市周辺地域は、都市地域を囲む都市計画区域のうち、県道の原町海老相馬線、北泉小高線、及び広野小高線から西の地域であり、各区の境界に丘陵地がみられる他は概ね農用地を主体とする平坦地である。

農用地は、小高川、真野川、新田川及び太田川水系に沿ってほ場整備が進められた優良農用地で、水田及び畑地を主体に高い農業生産性を有していたが、原発事故により多くの農地で作付けが制限されるとともに就農人口が減少し、出荷が再開された品目についても風評が根強く続くなど、大きな被害がもたらされている。また、丘陵地には工業施設の集積がみられるなど、生産と生活が一体となった農・工・住環境を形成している。

農用地は、復旧事業を優先的に実施するとともに、園芸施設等を整備し、農作物の生産性の向上、高付加価値化、新商品の開発、生産品目の多様化及び通年生産に取り組むなど、風評被害の払拭と経済的価値創造を図る。また、ほ場整備事業等により、高能率的な生産基盤条件を満たす農用地などについて、農作物の生産性の向上及び良好な田園風景維持の観点から保全を図るとともに、高度な経営能力と技術力を備えた担い手農業者の確保、育成に努める。さらに、環境に配慮した安全・安心な食料の生産や農用地の多面的な機能を十分に発揮できる農業等を推進する。

(イ)沿岸地域

沿岸地域は、県道の原町海老相馬線、北泉小高線、広野小高線から東の地域であり、保安林や海岸などの良好な自然を有していると共に、農業や漁業、エネルギー産業、レクリエーションの場など多様な役割を有していたが、東日本大震災により甚大な被害を受け、その機能は失われている。

津波により甚大な被害を受けた農地や農業用施設については復旧を図るとともに、大区画ほ場整備を行うなど、農業生産基盤の整備を推進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地や森林の有する多面的な機能の維持向上を図るため、農林業の生産条件や生産基盤の整備を推進するとともに、治山、治水事業などの防災機能を向上する諸施策を計画的に推進する。また、農林業の担い手の育成や、農業や森林づくりへの市民の理解と参加など、農用地や森林を適正に維持管理するための条件の整備を推進する。

安全性を高めるため、特に東西を連携する新たな道路の整備や既存道路の改良を始めとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るとともに、市街地などにおける防災拠点施設の整備や、都市公園などのオープンスペースの確保、河川整備の促進と雨水排水整備の推進など、防災機能の向上に努める。

津波による被害が著しい地域を災害危険区域に指定し土地利用を抑制するとともに、防潮堤や道路のかさ上げ、海岸防災林の一部高盛土などを組み合わせた多重防潮機能の整備など、津波への対策を推進する。

また、避難地域の復興・再生、市民の帰還に向けては、生活基盤・産業インフラの復旧・整備などの推進を図る。

(1) 土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合は、その転換の及ぼす影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況及び社会資本の整備状況等を踏まえ、慎重に進めることとする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかな計画の見直しを図るなど適切な対応を図る。

ア 農用地の転換

農用地の転換を行う場合は、営農活動、食料生産及び地域農業等に及ぼす影響に留意し、必要な農用地が確保されるよう十分考慮して行うものとする。特に、都市地域周辺の農用地については、防災的機能や緑地としての機能等、農用地の持つ多面的な機能を重視し、開発と環境の保全との調和を図りながら無秩序な転用を抑制する。

イ 森林の転換

森林の転換を行う場合は、災害の防止、水害の防止、水の確保及び環境の保全等の公益的機能の維持に支障が生じないように十分に配慮し、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しつつ、森林法など土地規制関連法等の適切な運用により、周辺土地利用との調整を図る。

ウ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換を行う場合は、その影響が広範に及ぶことから、周辺地域を含め事前に十分な調査等を行い、市域の保全と安全性の確保及び環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえ適切に対応するとともに、南相馬市復興総合計画基本構想などの地域づくりの総合的な計画や公共施設整備計画等との整合を図るものとする。

エ 農山村における混住化の進行する地域における土地利用の転換

農山漁村における混住化の進行する地域において土地利用の転換を行う場合は、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地のまとまりを確保することなどにより、農用地及び宅地等相互の土地利用の調整を図る。また、土地利用規制が相対的に緩い地域においては、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用が実現されるよう、その方策について検討を行う。

(2) 農用地の有効利用

農村地域における居住環境整備と一体的な農業基盤整備を計画的に推進するとともに、認定農業者等担い手の育成、農家の生産組織の強化を進め、農用地の効率的利用・集団化による農用地利用の促進を図る。

避難指示が解除された地域等については、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、花き、種苗等の農作物への転換など、新たな農業の展開を促進する。

(3) 道路の有効利用

農道及び林道は、自然環境の保全に留意して整備を促進するとともに、生産、管理に有効に役立つよう計画的な整備を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (農地整備事業)	区画整理 238ha	鹿島区 八沢	237.6	1	H25～31 県主体
"	区画整理 224.5ha	鹿島区 右田・海老	238.9	2	H25～31 県主体
"	区画整理 142ha	鹿島区 真野	141.9	3	H25～31 県主体
農山村地域復興基 盤総合整備事業 (農地整備事業)	区画整理 102.2ha	小高区 飯崎	102.2	4	H26～32 県主体
"	区画整理 32ha	原町区 深野北	32.3	5	H27～31 県主体
"	区画整理 39ha	原町区 馬場西	38.7	6	H27～31 県主体
"	区画整理 104ha	鹿島区 鹿島西部	104.0	7	H28～32 県主体
"	区画整理 46ha	鹿島区 南屋形	46.0	8	H28～32 県主体
"	区画整理 184ha	鹿島区 西真野	184.0	9	H28～32 県主体
"	区画整理 58ha	原町区 矢川原	71.0	10	H28～32 県主体
"	区画整理 175ha	原町区 太田	175.0	11	H29～32 県主体
"	区画整理 200ha	原町区 高平中部	200.0	12	H29～32 県主体
"	区画整理 65ha	原町区 鶴谷	87.6	13	H29～32 県主体
"	区画整理 24ha	原町区 小木迫	24.0	14	H29～32 県主体
"	区画整理 107ha	小高区 村上福岡	107.0	15	H29～32 県主体
"	区画整理 95ha	小高区 小高東部	95.0	16	H29～32 県主体
"	区画整理 200ha	小高区 井田川	200.0	17	H29～32 県主体
"	区画整理 33ha	小高区 岡田	33.0	18	H29～32 県主体
"	区画整理 25ha	小高区 川房	25.0	19	H29～32 県主体
"	区画整理 30ha	小高区 片草	35.0	20	H29～32 県主体

3 森林の整備その他林業の振興との関連

間伐等による森林整備や路網整備、表土流出防止柵の設置等による放射性物質対策を一体的に実施することにより、森林の有する多面的機能の回復や建築材・木質バイオマス等の供給体制の整備、放射性物質の低減・拡散防止を図る。

4 他事業との関連

水面・河川・水路については、ダム等による治水及び利水機能の発揮に留意しつつ、河川氾濫地域における安全性の確保、水資源の開発、農業用排水路の整備等の多面的な利用を推進する。また、多様な生物の生息、生育環境としての機能を発揮するために必要な水量・水質の確保を図り、併せて地域の景観と一体になった水辺空間の創出や水と人とがふれあえる親水性に配慮した場の形成を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

昭和40年代から積極的な企業誘致と双葉地方に原子力発電所が立地されたことを契機として、恒常的な勤務による安定的兼業農家が増加してきたが、近年は、兼業農家から土地持ち非農家への移行が進んでいる。2005年と2015年の農林業センサスを比較してみると、総農家数は約51%の減少となっており、農業の中心的な役割を担っている販売農家数で約55%、主業農家数に至っては約81%もの減少となった。また、65歳未満の農業専従者をはじめとする農業就業人口も減少し、農業従事者の高齢化も進んでいる。

また、これまで、安定的兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、これら兼業農家における農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機として、急速に農地の流動化が進みつつあった。

このような中、東日本大震災及び原子力災害の発生による営農中止、営農意欲の減退により農地の流動化が鈍化してきている。

農用地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことなどから、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）は、平成23年度末時点の341経営体から、平成26年度末時点の269経営体へ約21%減少しているとともに、原子力災害以前の水田地帯における作付面積約6,216ヘクタールから、平成26年度作付面積約1,314ヘクタールへ約78%大きく減少した。これらの事由により、本市の農業構造は極めて厳しい状態となった。

その後、震災及び津波により被災した農用地、農業施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により汚染された農業用水路及び農用地の除染を計画的に進め、放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農産物の緊急時環境放射線モニタリングの実施等による農産物の安全性の確認を行いながら、本市農業の営農再開を進めている。

しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域が残されており、今後とも風評被害への対応を含め営農の再開に向けた取組が必要となっている。

2 農用地等保全整備計画

特になし

3 農用地等の保全のための活動

農用地については、原発事故での放射性物質による土壌汚染について、市全域の除染が完了した。今後は除染による土壌の地力等が減じた分を補うための地力回復策を講じるなど、農業生産ができる条件への回復を目指す。また、津波被害にあった農用地については、除塩や原形復旧、大区画化ほ場整備などによる再整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、海岸防災林や再生可能エネルギー基地の整備など有効な土地利用への転換を図る。

農村地域における居住環境整備と一体的な農業基盤整備を計画的に推進するとともに、認定農業者等担い手の育成、農家の生産組織の強化を進め、農用地の効率的利用・集団化による農用地利用の促進を図る。

避難指示が解除された地域等については、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、花き、種苗等の農作物への転換など、新たな農業の展開を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

自然とのふれあいの場や青少年の教育の場、観光・レクリエーション、特用林産物の供給源等としての総合的な利用を促進するため、地域特性をいかながら自然環境に配慮した多様な森林の活用と適正な管理を進める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標面積のシェアは65%とする。なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、前述のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営対数)	流動化 目標面積
家族 経営	水稲	20.0ha	水稲(移植)10.0ha 水稲(直播・飼料用米)4.0ha 大豆6.0ha	認定農業者数 340経営体	市内農地の 65%
	野菜+水稲	17.0ha	かぼちゃ(露地)1.0ha ブロッコリー(秋冬)8.0ha 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受託)6.0ha		
	野菜+水稲	9.5ha	ねぎ(夏秋)0.5ha ねぎ(秋冬)1.0ha 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受託)6.0ha		
	野菜+水稲	8.6ha	にら(夏)0.2ha にら(秋冬)0.4ha 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受託)6.0ha		
	野菜+水稲	8.7ha	ミニトマト(施設)0.35ha しゅんぎく(施設)0.35ha 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受託)6.0ha		
	果樹	2.0ha	日本なし(幸水)0.5ha 日本なし(豊水)0.6ha 日本なし(あきづき)0.3ha 日本なし(新高)0.4ha ぶどう(あづましずく)0.2ha		
	花き花木+水稲	10.7ha	トルコギキョウ(9月出荷)0.35ha カンパニュラ(3月出荷)0.35ha 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受委託)8.0ha		
	酪農		乳用牛(つなぎ飼育方式)50頭 牧草1.0ha		
	肉用牛+水稲		肉用牛(肥育)100頭 水稲(移植)2.0ha 水稲(作業受託)4.0ha		

家族 経営	肉用牛 + 水稲		肉用牛（繁殖）45 頭 牧草（水田転作）5.0ha 水稲（移植）2.5ha 水稲（作業受託）8.5ha		
法 人・ 組織 経営	水稲	63ha	水稲（移植）20ha 水稲（直播）10ha 小麦 16.5ha 大豆 16.5ha		

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地については、効率的な土地利用と生産性の向上に努めるとともに、必要な農用地の確保を図り、本市の多様な地域資源を生かした農業生産力等を十分に発揮させる。また、安全で安定した農業生産の場としての機能のほか、公益的な土地の保全機能など、農用地の有する多面的な機能の高度化を図るとともに、農村環境の保全向上を図る。

営農の再開や農地集積が見込まれるなど、本市の農業生産力等を向上させる上で重要な農用地などについて、他用途への転換を抑制し、生産基盤としての機能の充実を図る。

避難指示が解除された地域等にあつては、新たな経営・生産方式の導入も視野に入れた農用地の利用を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、コントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。

地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に各集落の転作組合の活動を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するよう努める。

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による規模拡大を進めるとともに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米等の非主食用米やWCS用稲、麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。また、法第23条第1項より、集落など地区内地権者の2/3以上が集まって、農地の利用集積や作物作付の集団化などについて規程を定め、市町村の認定を受けた農用地利用改善団体の土地利用調整活動による農地の利用集積を図り、生産性の向上に努める。さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進する。

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き等の園芸品目の導入と産地形成、及び菌茸等の導入を推進する。

畜産については、経営規模の拡大、生産性の向上、自給飼料生産の拡大、優良家畜の導入による高品質化、家畜排せつ物の循環利用により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

津波や原発事故により被災した農業者の早期の営農再開と風評被害克服のため、防災集団移転促進事業の移転元地にて市有地を活用し、園芸施設（養液栽培）の整備を行っている。施設自体は復興交付金を活用して市が整備を行い、公募により選考された農業法人により施設運営がされている。

今後の農業の担い手の育成や就労の場の確保の観点から、地元雇用を積極的に行うこととしており、第一弾として原町区泉地区にエアドーム型ハウス、第二弾として鹿島区南海老地区に連棟型ハウスを整備が完了し、先行された法人による営農がスタートしている。

その他、基幹作物の生産性の向上を目指し、生産の拡大に合わせて、低コスト化・省力化を図るため、機械の大型化や機械化作業体系の確立の支援、米の直播栽培等の営農技術の普及を推進していく。水稲、麦、大豆は、省力化のため、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を促進する。出荷の省力化のため、共同集出荷、フレコンバッグやコンテナでの出荷等、出荷の方式や資材の見直しを促進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
鹿島カントリーエレベーター	鹿島区南屋形	鹿島区	44.9	120	JA そうま	1	集団営農用機械
原町カントリーエレベーター	原町区萱浜 1基 1,164.00 m ²	原町区沿岸部	370	316	JA そうま	2	先進的農業生産総合推進対策事業
石神カントリーエレベーター	原町区石神 1基 1,121.58 m ²	原町区内陸部	350	908	JA そうま	3	先進的農業生産総合推進対策事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市の沿岸部には防潮堤の整備が進められているが、防潮堤の海岸保全区域から内側（西側）に概ね200m幅の海岸防災林の整備を併せて進めているところである。海岸防災林は地下水位から2.4mの高さまで土を盛り、その上にクロマツなどの潮風に強い樹木を植えている。飛砂・風害等による災害防止や、津波エネルギーの減衰効果等が目的であるが、東日本大震災以前のような沿岸部の美しい景観を形成する憩いの場としても今後が期待される。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業経営基盤の強化の促進に関する目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや県普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的
に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供
を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教
育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、
農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって福島県農業総合センター農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、
農業協同組合、市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導
の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年
に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うこ
とができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、経営再開マスタープランの作成・見直しの話し
合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交
流会を開催するとともに、市内各区認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所
及び道の駅と連携して、道の駅の直売コーナーへの出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産
物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交
流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画
の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規

就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については福島県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県普及部、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、農業委員会及び農業協同組合、県相双農林事務所農業振興普及部等と十分な連携を図りながら、農業者に対して濃密な指導を行うため、農業経営支援センター（以下、「支援センター」）の設置を予定している。支援センターでは、集落段階における話し合いを促進するとともに、その中で、認定農業者及び認定新規就農者の育成や集落営農の組織化など、地域の実情に即した経営体の育成、農用地の利用集積の方針決め等をサポートする。

また、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断や先進的な技術導入等を含む生産方式、経営管理の合理化等について重点的指導を行う。農業経営改善計画の期間を終える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を行う。

農業経営改善計画の実現を図るため、農用地の利用集積や制度資金の利子補給などの支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。さらに、地域の面的な広がりを対象とする各事業の実施に当たっては、認定農業者の経営にも十分配慮するとともに、事業計画の策定等においては、認定農業者及び認定新規就農者の参加を推進する。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化について、重点的に指導、助言を行う。

認定農業者の中で、企業的経営管理の実施や就労条件の整備等により条件の整った経営体については、経営の高度化や経営の円滑な継承、新規就農の受け皿の確保等を促進するため、法人化を推進する。生産組織については、技能に優れたオペレーターの育成や更なる受委託を通じて経営の効率化を図りながら、構成員の経営の実態や意向に応じて法人化へ誘導する。

地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の様々な農業者が役割を明確にしながら連携協力し、集落営農や地域資源の維持管理等を行う活動を促進する。

女性農業者については、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への参画を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業労働者は、農業との兼業者が多く、また臨時的な雇用形態であるなど、雇用条件等の面で他産業に比べ低位の状況にある。

このため、雇用契約の締結や通年化、社会保険への加入促進など他産業との均衡を図るとともに、高性能林業機械の導入等による労働環境の近代化や若年労働者の新規参入、研修等の充実による林業労働者の技術、技能の向上、資格取得への支援等を推進している。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

地域において現に形成されている優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり430万円以上、1個別経営体当たり560万円（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

単位：人

		従業地								
		市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	1次産業	111	91	202	21	13	34	132	104	236
	2次産業	297	89	386	83	19	102	380	108	488
	3次産業	233	139	372	61	38	99	294	177	471
計		641	319	960	165	70	235	806	389	1,195
自営兼業	1次産業	152	110	262	5	4	9	157	114	271
	2次産業	84	30	114	13	6	19	97	36	133
	3次産業	74	36	110	7	5	12	81	41	122
計		310	176	486	25	15	40	335	191	526
日雇・臨時雇	1次産業	34	27	61	8	5	13	42	32	74
	2次産業	53	16	69	9	6	15	62	22	84
	3次産業	87	78	165	11	27	38	98	105	203
計		174	121	295	28	38	66	202	159	361
総計		1125	616	1,741	218	123	341	1,343	739	2,082
上記割合		54.0%	29.6%	83.6%	10.5%	5.9%	16.4%	64.5%	35.5%	100%

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就農を目指す若者等の確保に向けた取り組み

新たに農業経営を始めようとする若者等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや県普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 就農を目指す若者等の定着に向けた取り組み

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって福島県農業総合センター農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会を開催するとともに、市内各区認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所及び道の駅と連携して、道の駅の直売コーナーへの出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については福島県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県普及部、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業労働者は、農業との兼業者が多く、また臨時的な雇用形態であるなど、雇用条件等の面で他産業に比べ低位の状況にある。

このため、雇用契約の締結や通年化、社会保険への加入促進など他産業との均衡を図るとともに、高性能林業機械の導入等による労働環境の近代化や若年労働者の新規参入、研修等の充実による林業労働者の技術、技能の向上、資格取得への支援等を推進している。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

地域の農業者と住民が協力し合い、農地、水路等の維持管理等に取り組み、住み心地が良く、誇りの持てる、美しい環境・景観を守り育てる生活環境を目指す。

(1) 安全性

防災

本市では、「減災」の考え方にに基づき、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に取り組むとともに、これら対策の推進に当たり自助・互助・公助が一体となった防災体制の構築を促進しているが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難や少子高齢化による人手不足・担い手不足は深刻な状況である。

地域防災計画に基づき、災害時における迅速かつ的確な対応をとるための、日頃からの備えなどの周知徹底や、市民自らが相互に助け合うことが出来る防災体制の構築、災害時の迅速かつ多様な情報提供体制の充実に努める。

また、自主防災組織においては、十分な活動を行うことのできる人員の確保や組織存続のための次世代の担い手の確保を行っていく。

防火

市内で生活する消防団員、とりわけ若手の消防団員の人手不足も深刻である。日々要望の増える地域パトロールや消防活動などへの対応を十分に実施するための人員補強や、老朽化した消防施設の改修工事・更新等を早期に行っていく。

防犯

警察・防犯団体等の活動や避難指示区域内で行っている地域見守り隊によるパトロール活動等、関係機関と連携して防犯体制を強化していくとともに、暴力や犯罪の根絶に向けた取り組みを進めていく。

交通安全

警察署や交通安全関係団体等と連携して、交通教室の開催や市民総ぐるみの交通事故防止運動の取り組みを実施しながら、交通安全意識の高揚を図り、高齢社会の進展や交通量の増加等による交通環境の変化に応じた対策を講じていく。

(2) 保健性

ごみ処理

3R(Reduce、Reuse、Recycle)の推進による天然資源の消費抑制および環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を図るとともに、地域の活力を引き出しつつ、環境と経済の好循環を実現していく。

排水処理、糞尿処理

東日本大震災による災害公営住宅や復興・復旧関連の事業所及び作業員宿舍の建設等で発生した公共下水道の処理能力の早期解決を図るとともに、合併浄化槽や農業集落排水処理施設についても、引き続き整備を進める。

その他、老朽化した下水処理場設備の改修・更新等も行っていく。

給水

水道施設においても設備の改修・更新や耐震化を進め、有収率の向上を図る。また、小高区の水道普及率が低いため、未給水区域の解消を図っていく。

原子力災害による水道水の放射性物質に対する市民の不安解消に向け、相馬地方広域水道企業団と連携していく。

医療・保健

子どもの健やかな成長を促進するため、乳幼児こども医療費補助の継続とともに、乳幼児への発達支援体制や生活習慣の意識づけ、地域の医療機関との連携など、小児医療体制の充実を図る。

市民の健康づくり促進のために、検（健）診受診体制の充実や健康課題の分析と分析結果に基づく施策の実施、適正な食生活やウォーキングをはじめとする運動など正しい生活習慣づくりを推進していく。

本市には、現在 2 つの市立病院があり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以前は、総合病院は中核基幹病院として入院を中心とした急性期医療（二次救急医療機関）、小高病院は、ケアミックス型の病院として運営していた。

総合病院では、現在一定の医師数は確保したものの、常勤医師の診療科の偏りや短期的な雇用形態の医師が多く、総合病院としての機能を果たすためには今後も恒常的な医師および看護師の確保が必要となる。

震災後の療養型医療・介護施設等のサービスの減少により、在宅での医療需要が高く、特に仮設住宅での在宅診療が必要な現状にあるが、採算性やスタッフの問題から積極的に在宅診療を行う医療機関は少数となっている。また、原発事故の影響による住民の健康被害への不安を取り除くため、診療や各種特定健診が必要とされているが、施設整備や採算面から対応できる医療機関が不足している状況である。

小高病院では、常勤医が確保できていないため、週 3 日の外来診療しか行えない状況となっており、恒久的な診療体制の確立と市民が安心して生活できる環境の整備を進めていく。

（ 3 ） 利便性

交通

市内の幹線道路の見直しや狭隘道路の道路改良及び通学路等の歩道のバリアフリー化などの整備を計画的に進めていく。また、防災集団移転や災害公営住宅のエリアなどとの道路ネットワークの構築を行う。さらに、常磐自動車道の全線開通に伴い、高速交通体系と連携した新たなネットワークの確立も行っていく。

また、高度経済成長期に集中的に建設された社会資本ストックが高齢化し、道路インフラの一部は損傷が顕著なことから、インフラの老朽化対策及び長寿命化対策が喫緊に必要となる。

通信

インターネット環境整備に伴い、今後は、利用促進面での環境整備、高齢者に対する支援等を推進していく。また、行政事務の情報化推進に伴い、保有する情報の量、取扱者数が増大しており、これまで以上のセキュリティ対策が必要となる。

(4) 快適性

市内の幹線道路の見直しや狭隘道路の道路改良及び通学路等の歩道のバリアフリー化などの整備を計画的に進め、防災集団移転や災害公営住宅のエリアなどとの道路ネットワークの構築を行っていく。さらに、東日本大震災に伴う避難生活の長期化及び高齢化の進展に伴い、介護を必要とする要支援・要介護者の数が増加傾向にあるため、要介護等認定者及びサービス利用者の増加が保険財政に大きく影響を与えていることから、不適切な保険給付費の削減等、保険給付費の適正化の取り組みが求められており、介護保険制度の持続のための財源の確保を図っていく。また、震災以降、国の財政支援で介護保険料減免が継続していることから、市民の納付意識の改善も行っていく。

また、市内の介護保険施設では、ベッドを増床してもスタッフ不足によりフル稼働できなかったり、一部サービスを制限したりするなどの状況が続いていることから、介護に携わるスタッフの確保も喫緊に必要である。

(5) 文化性

本市の指定文化財は、11件が国指定となっているが、うち8件が史跡であり、全国的にみても突出して件数が多く、またその時代、種類は多様である。しかし東日本大震災により、国史跡「観音堂石仏」など多くの文化財が被災するとともに、史跡等の保存管理が困難な事例が生じている。また、震災の影響で整備を休止していた浦尻貝塚史跡公園整備事業、泉官衙遺跡史跡整備事業等は、整備を再開している。

市の文化的魅力を発信し、交流人口の拡大を図るため、市民とともに地域を象徴する特色ある文化財を保存活用し、地域文化の向上に努める。

2 生活環境施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

身近にある海・川・ため池・緑地・山などの自然環境は、やすらぎや快適性をもたらす貴重な資源として保全、活用に努める。

農用地及び森林の持つ自然環境や生活環境保全など多面的な機能の維持、向上を図るため、森林の整備と保全及び農用地の適正な管理に努める。中山間地域などにおいては、生産条件の不利性を補正するための措置を講じるなど、適切な生産活動が継続されるよう努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

良好な環境を確保するため、公共事業や開発行為等については、必要に応じ環境影響評価を実施するなど、環境保全上の配慮を行うことにより、土地利用の適正化を図る。

廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。また、発生した廃棄物を適正に処理するため、環境の保全に十分配慮しつつ、処理施設等に必要な用地の確保を図る。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図、農業近代化施設整備計画図（付図2号）

	原	小	鹿
地域指定年度	S45	S46	47
計画策定年度	S46	S47	47
計画見直し年度	-	S51	-
	-	S61	S63
	-	H6	-
	H12	H14	H10
	H29		

南相馬市農業振興地域整備計画書基礎資料

平成29年3月

福島県南相馬市

目 次

第1 地域の概況	1
1 立地条件	1
2 人口及び産業経済の動向及び見通し	2
(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し	2
(2) 産業別生産額の動向及び見通し	2
3 地域の開発構想	3
4 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要	5
5 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況	5
第2 土地利用の動向等	6
1 農業振興地域の土地利用の動向	6
2 森林の混牧林地としての利用可能性	6
第3 農業生産の現状と今後の方向	7
1 重点作目の概要	7
2 農業生産の動向と目標	9
3 集出荷販売計画	10
(1) 農産物の出荷量及び出荷率の動向	10
(2) 集出荷販売の現状及び改善目標	11
4 農業生産技術の改善目標	11
第4 農業生産基盤の現状	13
1 農地の整備率	13
2 水田における排水の現状	13
3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況	14
第5 農用地等の保全及び利用の現状	17
1 農家戸数の動向及び見通し	17
2 耕地の拡張及びかい廃	17
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況	17
4 農用地の流動化の現状	18
(1) 権利移動の動向	18
(2) 権利移動の動向 - 農用地等の流動化諸方策別	18
5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状	18
6 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状	19
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積	21
第6 農業近代化施設整備の現状	22

第7	農業就業者育成・確保の現状	23
1	新規就農者の動向及び見通し	23
2	農業就業者育成・確保施設の状況	23
第8	就業機会の現状	24
1	農業従事者の他産業就業の現状	24
2	農工法等に基づく開発計画の概要	25
3	農業従事者に対する就業相談活動の現状	26
4	企業誘致及び企業誘致活動の現状	26
第9	農村生活環境の現状	27
1	農村生活環境整備事業等の実施状況	27
2	農村生活環境整備の問題点	30
第10	森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状	35
1	林業の概況	35
2	農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点	35
3	林業の振興に関する諸計画の概要	36
第11	地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況	37
1	協定制度の実施状況	37
2	交換分合	37
(1)	実施状況	37
(2)	今後の見通し	37
第12	農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等	38
1	推進体制図	38
2	市町村の財政状況	39
3	その他参考となる事項	39

第1 地域の概況

1 立地条件

南相馬市は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯です。面積は398.58k m²で、東京からの距離は292km、福島県いわき市と宮城県仙台市のほぼ中簡に位置し、相双地域の歴史、文化、社会、経済及び物流の中心都市としての役割を担っています。

本市は西高東低の地勢となっており、阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畑地帯に大別されます。水田地帯では、低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畑地帯では、ダイコンやパレイショ、ブロッコリーなどの土地利用型野菜の栽培が盛な地域です。

このような中、平成23年3月11日発生した東日本大震災とそれに引き続いて東京電力(株)福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。)の発生により、沿岸部では、津波被害により多くの農用地が被災したほか、放射性物質の拡散により多くの農業者が避難生活を余儀なくされるとともに、原発事故による旧警戒区域の設定により、旧警戒区域内の復旧作業が今もなお遅れています。

また、農地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことなどから、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)は、平成23年度末時点の341経営体から、平成27年度末時点の269経営体へ約20%減少しているとともに、原子力災害以前の水田地帯における作付面積約6,216ヘクタールから、平成27年度作付面積約729ヘクタールへ約90%と大きく減少しました。これらの事由により、本市の農業構造は極めて厳しい状態となっています。

その後、震災及び津波により被災した農地、農業施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により汚染された農業用水路及び農地の除染を計画的に進め、放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには米の全量全袋検査等の実施による農産物の安全性の確認を行いながら、本市農業の営農再開を進めています。

しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域が残されており、今後とも風評被害への対応を含め営農の再開に向けた取組が必要となっています。

2 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、%

	総人口		総世帯数		産業別就業人口				
		うち農 家人口		うち 農家	総就業 人口	第1次	うち農業	第2次	第3次
		(%)		(%)					
17年	72,837 (100)	8,412 (11.5)	23,356 (100)	4,398 (18.8)	34,994 (100)	3,123 (8.9)	3,072 (8.8)	12,075 (34.5)	19,796 (56.6)
22年	70,878 (100)	9,786 (13.8)	23,640 (100)	3,969 (16.6)	32,613 (100)	2,679 (8.2)	2,891 (8.9)	10,900 (33.4)	19,034 (58.4)
現在 (27年)	57,797 (100)	4,296 (7.4)	25,944 (100)	2,223 (8.6)	22,553 (100)	1,938 (8.6)	1,006 (4.5)	6,669 (29.6)	13,946 (61.8)
32年見通し	57,063 (100)	4,241 (7.4)	26,901 (100)	2,195 (8.2)	22,267 (100)	1,676 (7.5)	870 (3.9)	5,251 (23.6)	13,269 (59.6)
37年見通し	54,814 (100)	4,704 (7.4)	28,756 (100)	2,108 (7.3)	21,389 (100)	1,729 (8.1)	898 (4.2)	4,994 (23.3)	12,508 (58.5)

注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 ()は構成比である。

3 平成17、22、27年の総人口、総世帯数は、「南相馬市統計集まちDス2015」(平成28年3月)より抜粋した。
農家人口、総就業人口は、東北農政局「第62次東北農林水産統計年報」(平成26、27年)より抜粋した。
平成17年 総世帯数(農家)は、「南相馬市統計集まちDス2015」(平成28年3月)より抜粋した。
産業別就業人口は、「南相馬市国土利用計画(第2次)」(平成27年11月)より抜粋した。
平成32年、37年の人口見通しについては人口ビジョンの将来展望を採用し、農家人口および産業別就業人口は総人口の増減割合を採用した。
総世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用した。

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

単位：百万円、%

	産業別生産額				
	総生産額 (要素費用表示)	第1次		第2次	第3次
			うち農業		
17年	273,986 (100)	5,251 (1.9)	4,842 (1.8)	53,343 (19.5)	214,297 (78.2)
22年	238,566 (100)	4,951 (2.1)	4,480 (1.9)	43,427 (18.2)	189,104 (79.3)
現在(27年)	295,647 (100)	1,687 (0.6)	1,558 (0.5)	66,770 (22.6)	225,712 (76.3)
32年見通し	344,881 (100)	2,539 (0.7)	2,315 (0.7)	83,438 (24.2)	257,179 (74.6)
37年見通し	396,173 (100)	3,404 (0.9)	3,088 (0.8)	100,928 (25.5)	289,861 (73.2)

注) 1 ()は構成比である。(総生産額を除く。)

2 資料：平成25年度福島県市町村民経済計算、市町村統計、推計

3 地域の開発構想

(1) 農用地

農用地については、効率的な土地利用と生産性の向上に努めるとともに、必要な農用地の確保を図り、本市の多様な地域資源を生かした農業生産力等を十分に発揮させます。また、安全で安定した農業生産の場としての機能のほか、公益的な土地の保全機能など、農用地の有する多面的な機能の高度化を図るとともに、農村環境の保全向上を図ります。

営農の再開や農地集積が見込まれるなど、本市の農業生産力等を向上させる上で重要な農用地などについて、他用途への転換を抑制し、生産基盤としての機能の充実を図ります。

避難指示が解除された地域等にあつては、新たな経営・生産方式の導入も視野に入れた農用地の利用を促進します。

津波により甚大な被害を受けた沿岸域の農用地については、復旧を基本としつつ、地域の実情を踏まえ、海岸防災林や再生可能エネルギー基地の整備など有効な土地利用への転換を図ります。

(2) 森林

森林については、多面的機能の回復と放射性物質の低減・拡散防止、並びに適切な維持管理のもと健全な森林の保全に努めるものとします。また、都市地域や集落周辺の森林については、生態系と自然環境の保全に配慮しつつ、自然との共生を基本に教育・文化活動などの場として適正な活用を図ります。

(3) 原野

原野のうち、白鳥の飛来地やモリアオガエル等の野生生物の生息地など、優れた自然環境を形成している地域については、生態系及び景観の維持などの観点から保全に努めます。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、自然環境の保全に配慮しながら、多面的な利用の推進と多機能化を図ります。また、水面・河川・水路の整備にあつては、周辺の自然及び水質の悪化を招かないように配慮します。

(5) 道路

一般道路については、復興・再生の支援や広域的な連携・交流を促進し、災害時において代替性・多重性が確保された信頼性の高い道路網を構築するため、整備に要する用地の確保を図るとともに、既存道路を適切に維持管理・更新し、持続的な利用を図ります。

また、道路の安全性・快適性の向上を図るとともに、道路空間の有効利用を実現するため、安全で円滑な道路交通の確保や交通障害の防止に配慮した交通安全施設等の整備を推進し、道路の多面的な機能の発揮に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な維持・管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、自然景観との調和や自然環境の保全、生活環境並びに地域産業の振興などに配慮し、適切な整備を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

住宅地については、人口流出や少子高齢化の進行、生活スタイルの多様化、個性化に対応しつつ、地域特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境の確保及び災害に強い安全な街なみの形成を目標として、生活関連施設や雨水排水路等と一体的かつ計画的に整備を進めます。特に、都市地域においては、安全性の向上と快適でゆとりある居住環境の形成を図ります。

イ 工業用地

工業用地については、豊かで安定した市民生活を確保するための経済基盤として、全線開通した常磐自動車道を生かすとともに、近隣市町村との広域連携による役割分担を考慮しながら、産業構造の変化に対応した適正規模の確保に努めます。また、都市計画用途地域内における企業の適正な配置や新たな企業誘致を推進するとともに、自然環境との調和、保全に配慮します。

ウ その他の宅地

その他の宅地(事務所、店舗等)については、都市計画用途地域内の再開発等による土地利用の高度化や商業の活性化に配慮しつつ、事業者と十分な協議・調整を図りながら、計画的な土地利用の誘導を図ります。

なお、商業施設については中心市街地及び小高区・鹿島区の市街地に、流通業務系施設についてはインターチェンジ周辺、国道6号、(主)原町川俣線、(主)相馬浪江線、及び(一)浪江鹿島線等の幹線道路沿道に誘導することを基本とします。

(7) その他の利用区分

以上のほか、公共施設や公園緑地、レクリエーション用地については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、適正な規模と配置バランスを考慮するとともに、複合化や多目的利用の推進などによる質的な向上に努めます。また、東日本大震災を踏まえ、防災拠点機能の充実を図るとともに、災害時の避難場所としての活用など、災害対策の強化を推進します。

4 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計 画 等 名	地域指定・ 計画策定等年次	指定地域等 の 範 囲	内 容
農業振興地域整備計画	昭和 44 年度	原町市全域	優良農地の保全と有効利用及び農業近代化施設の整備充実等の総合的推進
農業振興地域整備計画	昭和 47 年度	鹿島町全域	農業上の土地利用、その他農業振興に関する総合的な計画及び推進
農業振興地域整備計画	昭和 47 年度	小高町全域	農業上の土地利用、その他農業振興に関する総合的な計画及び推進
酪農肉用牛生産近代化計画	昭和 59 年度	原町市全域	酪農及び肉用牛の効率的な生産と経営体質の強化の推進
森林整備計画	昭和 60 年度	原町市全域	林道、治山施設の整備及び造林の推進と林業経営の改善、担い手の育成
農業生産総合振興計画	平成 7 年度	原町市全域	主要作物の生産振興と効率的かつ安定的な農業経営体の育成確保
山村振興計画	平成 18 年度	石神村、上真野村	山村振興法に基づく生産基盤、生活環境、施設の整備
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 27 年度	市内全域	農業経営基盤強化の促進に関する目標等

5 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地 域 等 の 名 称	指定等年月日	根 拠 法 令
都市計画区域	昭和 18 年 12 月 6 日	都市計画法
用途地域	昭和 46 年 8 月 5 日	都市計画法
復興総合計画	平成 27 年 3 月	地方自治法
国土利用計画（第 2 次）	平成 27 年 11 月	国土利用計画法

第2 土地利用の動向等

1 農業振興地域の土地利用の動向

単位：ha、%

	総面積	農用地			農業用 施設 用地	森林原野		住宅地	工場 用地	その他
		農地	採草放 牧地	計		混牧 林地				
19年	39,850 (100)	8,460 (21.2)	2 (0.0)	8,462 (21.2)	20 (0.1)	21,948 (55.1)	4 (0.0)	1,065 (2.7)	151 (0.4)	8,204 (20.6)
26年	39,858 (100)	8,350 (20.9)	2 (0.0)	8,352 (21.0)	23 (0.1)	22,029 (55.3)	4 (0.0)	1,057 (2.7)	131 (0.3)	8,266 (20.7)

注) 1 ()は構成比である。

2 資料：南相馬市国土利用計画(第2次)、市町村整備計画変更台帳、他

2 森林の混牧林地としての利用可能性

単位：ha

	現況混牧林地面積 (28年)	左以外の森林の混牧林地 としての利用可能性
市町村行政区域	4	
農業振興地域 (農用地区域(案))	4	
その他	0	

注) 「市町村行政区域」及び「その他」には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧林地としての利用可能地は含まない。

第3 農業生産の現状と今後の方向

1 重点作目の概要

当地域は、東日本大震災による津波被害及び東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故の影響により、旧警戒区域をはじめ多数の農家が避難生活を余儀なくされ、地域営農体制の維持が厳しい状況にあり、全耕地面積に占める米の作付面積の割合が、約1割で、転作作物については、営農再開に向けた農地保全としての地力増進作物、景観作物及び資材作物が多く、農地所戦後の営農再開と計画的な大区画圃場整備事業に併せた担い手農家への土地利用集積への対策が必要である。

また、主食用米の需要が減少する中で、地域特性を活かした戦略的作物への転換を促進することで、水田面積の維持、農業所得の確保と、地域営農体制の維持を図っていく必要がある。

さらに、原子力発電所事故の影響により、当地域の農家の高齢化と農家戸数の減少が一層進む懸念があり、こうした中、水稻作付面積の維持及び農地保全の維持が課題となっている。

そのほか、麦、大豆については、排水不良、土壌不適正等による単収低下への対策に加え、農地除染に併せた放射性物質の吸収抑制対策管理の徹底が必要である。

市内の約6,800ha（不作付地含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

【主食用米】

津波被災地域のほ場整備も進み、営農再開の各種支援事業等の活用や市独自支援金などにより、米作付への生産意欲の向上と水田活用の再興を目指す生産者及び生産組織の動向から、今後大幅な面積拡大が見込まれる。

また、安心・安全な米作りの徹底を図るため、水稻栽培管理計画に基づく作付を行うとともに、営農再開に向け吸収抑制対策の徹底を図り、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、売れる米作りの再開により米の主産地としての地位を確保する。さらに、直売所等を活用した地産地消の取り組みを図るとともに、外食産業のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の確保に向けた対策を推進する。

【新規需要米】

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の戦略的作物として位置づけ、契約栽培による全国流通の販路の拡大と集荷業者による販路確保を進める。また、生産性向上にあたっては、産地交付金を活用し、多収性専用品種の導入推進及び規模拡大の推進を図り、5年後には、現行作付面積の1.5倍の作付面積を目指す。

イ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、JAふくしま未来と協議しながら推進・指導を行い、市内外の需要動向を踏まえ、多収性専用品種や需要に沿った品種の計画的な導入を目指す。

ウ WCS用稲

震災後、畜産経営を再開する畜産農家が増えているが、自給飼料の確保に苦慮しており、

さらには、畜産用粗飼料価格の高騰などから粗飼料の安定供給に対する需要が高まっており、自給率の向上または維持するために産地交付金を活用し作付の拡大を推進し、規模拡大による生産性向上への取組を促進し、5年後には、現行作付面積の10倍の作付面積を目指す。

エ 加工用米

主食用米の需要減が見込まれる中、JAふくしま未来と協議しながら推進・指導を行い、市内外の需要動向について品目を含めて勘案し、加工用米取引業者等の需要者との結びつきを強化し、需要に沿った品種の導入、生産拡大を推進し、5年後には、10haの導入を目指す。

【麦、大豆、飼料作物】

産地交付金を活用しつつ、現行の麦、大豆の作付については、団地化及びブロックステーションを継続し、現行作付面積の2倍の作付面積を目指す。

飼料作物については、産地交付金を活用しつつ、畜産農家への飼料供給契約に基づいた生産を図り、現行の作付面積を維持する。

【なたね】

なたねについては、放射性物質の移行が少なく、風評被害の影響を受けにくいことから、食用及び非食用なたねについて、全国流通の販路を持つ販売業者との契約栽培や、地元団体による六次化商品への利用等による需要拡大を目指し、産地交付金を活用し、計画的な作付面積の拡大を推進し、5年後には現行面積の10倍の導入を目指す。

【野菜】

「トマト」、「ブロッコリー」、「ネギ」、「ばれいしょ」、「タマネギ」、「さといも」、「かぼちゃ」、「ウド」、「大根」について、産地交付金を活用し振興品目として産地形成を図り、経営の安定化を促進し、その他重点項目作物についても産地交付金を活用し、営農再開と営農継続を図る。

【花き・花木】

転作作物の選択枝のひとつとして、生産管理・環境条件の整備が必要であることから、生産者の意欲を高める支援を行うとともに、産地交付金を活用し、作付面積の維持拡大を図る。

【果樹】

当地方の気候風土に見合った果樹（主になし）を栽培しており、今後水田利用縮小や管理委託の増加が見込まれることから、果樹生産者を対象として栽培条件を整備しながら産地交付金を活用し、作付面積の維持・拡大を図る。

2 農業生産の動向と目標

作目	17年			22年			現在(27年)				32年			37年		
	(飼養頭羽数) 作付面積	生産量	粗生産額	(飼養頭羽数) 作付面積	生産量	粗生産額	(飼養頭羽数) 作付面積	生産量	粗生産額	生産量伸び率	(飼養頭羽数) 作付面積	生産量	生産量伸び率	(飼養頭羽数) 作付面積	生産量	生産量伸び率
稲	ha ×	t	千円	ha 4,331	t	千円	ha 114	t	千円	%	ha	t	%	ha	t	%
麦類	×			55			7.7									
雑穀	18			9			0.9									
いも類	47			42			1.3									
豆類	74			71			4.2									
工芸農作物	22			18			2.7									
野菜類							92									
露地	242			292			76.6									
施設	22			26			15.5									
花き類・花木							7.1									
露地	×			11			4.4									
施設	×			42			2.8									
果樹類							2.2									
露地							2.2									
施設							×									
その他の作物							15.9									
露地	×			36			14.8									
施設	×			1			1.1									
肉牛	戸 137	頭 2,383		戸 106	頭 1,780		戸 37	頭 1,254			戸	頭		戸	頭	
乳牛	戸 38	頭 1,064		戸 33	頭 963		戸 7	頭 283			戸	頭		戸	頭	
豚	戸 7	頭 ×		戸 5	頭 3,016		戸 ×	頭 ×			戸	頭		戸	頭	
にわとり 採卵用	戸 11	羽 ×		戸 6	羽 16		戸 1	羽 9			戸	羽		戸	羽	
にわとり ブロイラー	戸 1	羽 ×		戸	羽		戸 ×	羽 ×			戸	羽		戸	羽	
その他																
総計																

- 注) 1 作目欄の()内は重点作目である。
2 資料：南相馬市農林水産業再興プラン

3 集出荷販売計画

(1) 農産物の出荷量及び出荷率の動向

単位：トン、%

	17年			22年			現在(27年)		
	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)
稲	25500			25900			793		
麦類	304			263					
雑穀	6			3			x		
いも類	2570	1440							
豆類	347			345			79		
工芸農作物									
野菜類									
露地	3,640	2,950	だいこん	2,950	2,330		283	223	
施設	1,360	1,240	トマト	938	845		240	195	
花き類・花木									
露地	481千本		切り花						
施設	312千鉢		鉢物						
果樹類									
露地	819	761	梨						
施設									
その他の作物									
露地									
施設									
肉牛	4,050頭		飼養頭数						
乳牛	1,020頭		飼養頭数						
豚	9,100頭		飼養頭数						
にわとり 採卵用									
にわとり ブロイラー									
その他									
総計									

注) 資料：農林水産統計年報

(2) 集出荷販売の現状及び改善目標

農業経営の低迷

本市や県の農業生産所得の推移をみると、農産物の価格の低迷、農業資材や原油の価格上昇等により、平成8年以降、減少し伸び悩んでいる。特に、本市では稲作単一経営の農家が大多数を占めているが、長期にわたる米価の低迷等により、厳しい経営となっている。

農業所得の向上のために、生産性の向上や農産物の付加価値化、経営スタイルの見直しを図ることが求められる。

基幹作物の生産の縮小

本市では、小麦等の麦類、大豆等の豆類、ばれいしょ、トマト、ブロッコリー等の野菜が生産され、県内において主要な産地となっていたが、震災以降、生産量は縮小している。

本市の基幹作物の生産の回復、さらには、特色ある産地の育成が求められる。

農業の6次産業化・都市農村交流の低迷

道の駅やサービスエリア等において農産物や加工商品の販売が行われているが、出品者が少ない、農産物を活用した商品開発が進んでいない状況がみられる。また、震災により、農家民宿は減少し、農業体験メニューは限られている状況にある。

6次産業化に向けた人材の育成や取組への支援が求められる。また、農業を介した都市との交流活動の促進が求められる。

4 農業生産技術の改善目標

本市の農業生産技術の目標は、下記の通りである。

経営力強化の支援

・認定農業者等の担い手の経営の安定・強化を図るため、経営所得安定対策、各種補助制度、融資制度等による支援を推進する。

・経営感覚に優れた人材を育成するため、経営の診断・相談や研修、経営の規模拡大や多角化に向けた取り組みの支援を推進する。

・農業に従事している女性の能力を今後の農業再興に活かしていくため、女性の経営への参画、女性農業者リーダーの育成、各種役員への女性の登用等を推進する。

知識・技術向上の支援

・生産の知識・技術の向上のため、県やJAと連携して、情報の提供や研修の実施等を促進するとともに、農業に関する知識や経験を豊富に有する高齢農業者を熟練農業者であると捉え、高齢農業者から学ぶ機会を創出する。

園芸作物栽培の施設化の促進

・本市の良好な気候を活かし、農業経営の安定・向上を図るため、園芸作物栽培の施設化、水稲等と施設園芸作物の複合経営を促進する。

施設内環境制御の導入・周年出荷体制の確立

- ・園芸施設の整備にあたっては、養液栽培やICT技術等による施設内環境制御などの導入、品目・品種・作型の組み合わせによる周年出荷体制の確立、一層の集約化を目指した取組を促進する。
- ・施設化の推進とあわせ、低コスト・省力化のため、共同の集出荷施設や育苗施設の整備を図る。

花きの生産振興

- ・風評被害を受けにくい、非食用農作物である花きや花き種苗の生産を促進する。
- ・トルコギキョウ、コギク、カスミ草等の花きや花き種苗の産地化を目指し、生産者の拡大と安定供給できる体制づくりを図る。また、生産性向上のため、作型の分化、育苗の分業化、多収生産方式の導入等を推進する。

市場の需要が見込める農産物の生産振興

- ・市場の需要が見込めるトマトやブロッコリーなどの農産物について、生産を振興する。
- ・ナタネ等のエネルギー資源作物等について、栽培等に向けた支援を行う。

農地の大区画化の整備

- ・自然環境や生態系の保全に配慮しながら、農地の大区画化やかんがい排水施設の整備等、農業生産基盤の整備を推進する。
- ・カントリーエレベーターやライスセンターの整備を促進する。

農地の集積・集約化

- ・水稲をはじめとする土地利用型作物の生産の拡大や作業の効率化に向けて、農業委員会やJA、農地中間管理機構等と連携し、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を促進する。

低コスト・省力化営農技術の普及

- ・生産の拡大に合わせて、低コスト化・省力化を図るため、機械の大型化や機械化作業体系の確立の支援、米の直播栽培等の営農技術の普及を推進する。
- ・水稲、麦、大豆は、省力化のため、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を促進する。
- ・出荷の省力化のため、共同集出荷、フレコンバッグやコンテナでの出荷等、出荷の方式や資材の見直しを促進する。

第4 農業生産基盤の現状

1 農地の整備率

単位：%

	現在（27年）	目 標
田	2265.87ha	3071.8ha
畑	8.78ha	-
樹園地	-	-

- 注) 1 市町村行政区域内の数字である。
 2 田の整備率は、30a程度に整備された田の比率である。
 3 畑、樹園地の整備率は、農道が幹線、支線とも完備されたものの比率である。

2 水田における排水の現状

地 区	水田の排水の現状			市 町 村 水田面積	農業振興地域 内水田面積	農用地区域内 水 田 面 積
	4時間排除	日 排 除	排水不良			
町全域	5551.33ha					

- 注) 4時間排除.....出水時において、湛水が4時間以上続く面積が10%未満のもの
 (湛水が畝高程度にとどまり、畑作物が冠水しない面積が90%以上のもの)
 日排除.....出水時において、湛水が1日以上続く面積が10%未満のもの
 不良.....出水時において、湛水が1日以上続く面積が10%以上のもの

3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称 及び 事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年 度	対図 番号
農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	217.7	5,132	原町南部 区画整理 217.7ha	県	H12～28	1
"	54.6	1,117	金沢・北泉 区画整理 52.8ha	県	H24～28	2
"	318.4	7,502	原町東 区画整理 318.4ha	県	H25～28	3
"	237.6	3,605	八沢 区画整理 238ha	県	H25～31	4
"	238.9	5,073	右田・海老 区画整理 224.5ha	県	H25～31	5
"	141.9	3,015	真野 区画整理 142ha	県	H25～31	6
農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	44.8	933	押釜 区画整理 45ha	県	H18～27	7
"	102.2	2,173	飯崎 区画整理 102.2ha	県	H26～32	8
"	32.3	731	深野北 区画整理 32ha	県	H27～31	9
"	38.7	899	馬場西 区画整理 39ha	県	H27～31	10
"	104.0	2,080	鹿島西部 区画整理 104ha	県	H28～32	11
"	46.0	1,150	南屋形 区画整理 46ha	県	H28～32	12
"	184.0	4,784	西真野 区画整理 184ha	県	H28～32	13
"	71.0	1,160	矢川原 区画整理 58ha	県	H28～32	14
"	175.0	3,500	太田 区画整理 175ha	県	H29～32	15
"	200.0	4,000	高平中部 区画整理 200ha	県	H29～32	16

"	87.6	1,300	鶴谷 区画整理 65ha	県	H29 ~ 32	17
"	24.0	480	小木迫 区画整理 24ha	県	H29 ~ 32	18
"	107.0	2,280	村上福岡 区画整理 107ha	県	H29 ~ 32	19
"	95.0	2,300	小高東部 区画整理 95ha	県	H29 ~ 32	20
"	200.0	3,340	井田川 区画整理 200ha	県	H29 ~ 32	21
"	33.0	660	岡田 区画整理 33ha	県	H29 ~ 32	22
"	25.0	525	川房 区画整理 25ha	県	H29 ~ 32	23
"	35.0	600	片草 区画整理 30ha	県	H29 ~ 32	24
県営ほ場整備事業	342.0	510,088	鹿島第一 区画整理 342ha	鹿島町土地 改良区	S43 ~ 50	25
"	221.0	559,000	原町（第3工区） A=221ha	県	S46 ~ 51	26
"	391.0	1,541,000	原町（第1、第2工区）および 原町二期地区 A= 391ha	県	S47 ~ 56	27
"	868.0	7,110,000	鹿島第二 区画整理 868ha	鹿島町土地 改良区	S49 ~ H6	28
"	342.0	2,678,000	原町東部 A=342 ha	県	S53 ~ 61	29
"	70.0	775,000	金沢 A= 70ha	県	S59 ~ H4	30
"	67.0	564,000	高松 A= 67ha	県	S60 ~ H4	31
"	79.0	471,000	大襷 A= 79ha	県	S61 ~ H4	32
"	79.7	1,802,300	高 A=79.7 ha	県	H5 ~ 9	33
"	219.0	4,628,000	高平 A=219 ha	県	H6 ~ 12	34
"	134.9	1,941,000	洪佐 A=134.9 ha	県	H7 ~ 11	35

"	131.1	2,137,000	石神東部 A=131.1ha	県	H8 ~ 13	36
団体営ほ場整備事業	97.2		上柘窪地区 区画整理 A= 97.2ha	鹿島町土地 改良区	S38 ~ 41	37
"	22.6	76,957	浦向地区 区画整理 A= 22.6ha	鹿島町土地 改良区	S49 ~ 51	38
"	25.2	103,225	小山田地区 区画整理 A= 25.2ha	鹿島町土地 改良区	S50 ~ 52	39
"	31.1	319,800	行沼地区 区画整理 A= 31.1ha	鹿島町土地 改良区	S57 ~ 60	40
構造改善事業	114.6	44,700	浮田地区 区画整理 A= 85.3ha	上真野土地 改良区	S37 ~ 40	41
積寒事業	26.0		小山田地区 区画整理 A= 26.0ha		S38 ~ 40	42
農村活性化住環境整備事業	65.2		寺内地区 区画整理 A= 65.2ha		H4 ~ 8	43
"	66.0		小池地区 区画整理 A=66.0ha		H8 ~	44

農業生産基盤整備状況図 別添

第5 農用地等の保全及び利用の現状

1 農家戸数の動向及び見通し

単位：戸

	総戸数	専兼別内訳			経営耕地規模別内訳					
		専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
17年	4,400	358	419	2880	315	823	682	575	662	600
22年	3,969	416	369	2,237	252	616	582	445	551	573
現在(27年)	2,222	302	54	1,284	189	409	482	315	440	387
32年見通し	1,352	278	1,074							
37年見通し	263	209	54							

注) 資料：農林業センサス等

2 耕地の拡張及びかい廃

特になし

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称 及び 事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
なし						

4 農用地の流動化の現状

(1) 権利移動の動向

単位：ha、円

	売 買		贈 与		貸借権 設 定		使用貸借 権 設 定		その他		合 計		農地価格 〔自作地 工作目的〕	標 準 小作料
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
24年	34	5.3	72	74.7	6	1.4	9	12.0	15	8.0	136	101.4	300	15,000
25年	69	10.6	59	51.1	8	1.7	8	19.6	20	5.5	164	88.5	350	13,000
26年	67	12.1	74	98.6	19	21.3	12	28.4	6	0.5	178	160.9	400	13,000
27年	101	28.9	70	103.2	26	14.9	7	9.2	26	1.6	230	157.8		11,000
計	170	28	205	224.4	33	24.4	29	60	41	14	478	350.8		

注) 1 資料:(農業委員会)

(2) 権利移動の動向 - 農用地等の流動化諸方策別

単位：ha

	農地移動適正化 あっせん事業				利用権設定等促進事業				農地保有合理化事業				その他	
	売 買		貸 借		所有権移転		利用権設定		売 買		貸 借		件数	面積
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
24年							123	236.8						
25年					10	1.8	117	200.3			7	1.4		
26年					2	0.4	203	189.1			8	20.3		
計														

注) 1 資料:(農業委員会)

5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状

特になし

6 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状

組 織 名	設 立 年 度	組 織 構 成 員 数	活 動 内 容	地 区 名	
南柚木機械利用組合	H25	7	水稲（直播、移植） 牧草、麦、大豆	鹿島区	八沢
車輪梅農業機械利用組合	H24	10	露地野菜（ネギ、ブロッコリー）、施設野菜（春菊、小松菜）、水稲（直播、移植）	鹿島区	右田・海老
南海老利用組合	H25	6	水稲（直播、移植） 麦、大豆	鹿島区	右田・海老
北右田機械利用組合	H25	7	水稲（直播、移植） 露地野菜（ブロッコリー）、花卉・種苗（野菜苗、パンジー、ピオラ等） 牧草	鹿島区	右田・海老
合同会社グリーン南右田	H28	4	水稲（直播、移植） 施設野菜（トマト、小松菜）	鹿島区	右田・海老
ナメヌマ機械協同組合	H27	5	水稲（直播） 花卉（トルコギキョウ、キク） 露地野菜（ニンニク、春菊） 麦	鹿島区	八沢
万葉機械利用組合	H27	4	水稲（直播、移植） 麦	鹿島区	右田・海老
農事組合法人うきた夢ファーム	H27	9	水稲（直播、移植） 大豆	鹿島区	鹿島西部
アグリライフやかた	H28	4	水稲（直播、移植） 麦、トマト	鹿島区	八沢
北海老機械利用組合	H28	3	水稲（直播、移植）	鹿島区	右田・海老
ヤマネ農業機械利用組合	H28	4	水稲（直播、移植） 施設野菜（キュウリ、イチゴ）、花き（ストック）	鹿島区	横手、角川原
三角生産組合	H28	4	水稲（直播、移植） 麦、野菜（ブロッコリー、小松菜、トマト）	鹿島区	山下、角川原
泉機械利用組合	H25	4	水稲（直播、移植）	原町区	泉
有限会社泉ニューワールド	H16	4	水稲（直播） 大豆、麦	原町区	泉
株式会社南相グリーンファーム	H25	7	水稲（直播、移植） 大豆	原町区	渋佐
タイハイファーム	H26	5	水稲（直播、移植） 露地野菜（ブロッコリー、キャベツ） 麦	原町区	渋佐
北萱浜機械利用組合	H24	23	露地野菜（ネギ、ブロッコリー）	原町区	萱浜
有限会社上原樹苗	H17	12	苗木	原町区	萱浜
萱浜機械利用組合	H25	11	水稲（直播、移植） 露地野菜（ブロッコリー、キャベツ）	原町区	萱浜

ふぁーむ・しどけ	H26	34	水稲(直播)、芝	原町区	雫
めぐみ機械利用組合	H27	5	水稲(直播)	原町区	金沢
ごろくファーム	H27	7	水稲(直播、移植)、露地野菜(玉ねぎ、ナス、カボチャ、キャベツ、大根、白菜、ブロッコリー)、施設野菜(キュウリ、ほうれん草、トマト、ピーマン)	原町区	金沢
農事組合法人更生農園めぐみ	H28	5	水稲(移植)、カボチャ、ジャガイモ、牧草	原町区	長野
馬場西担い手組合	H28	5	水稲(直播、移植)、牧草、露井野菜(ブロッコリー、ネギ、キャベツ)	原町区	馬場
有限会社高ライスセンター	H5	7	水稲(移植)、麦、大豆	原町区	高、押釜
深野夢ファーム	H28	9	水稲(直播、移植)	原町区	深野
あいアグリ太田	H28	5	水稲(直播、移植)、大豆、施設野菜(イチゴ、キュウリ、小松菜、ほうれん草)、花き(トルコギキョウ)	原町区	太田
株式会社美野里ファーム	H28	5	水稲(移植)、露地野菜(ブロッコリー)、施設野菜(トマト)	原町区	高平
グリーンリーフ株式会社	H28	6	水稲(直播)、大豆、麦	原町区	太田
株式会社矢川原天神ファーム	H28	6	水稲(直播)、大豆、玉ねぎ	原町区	矢川原
アグリあぶくま株式会社	H27	4	なたね、飼料作物(デントコーン)	原町区	太田
飯崎生産組合	H22	8	水稲(直播、移植)、大豆	小高区	飯崎
浦尻生産組合	H18	12	水稲(直播、移植)、大豆	小高区	浦尻
合同会社金谷村守りソーラー	H26	15	水稲(直播)、なたね	小高区	金谷
紅梅夢ファーム	H28	6	水稲(直播、移植)、大豆、なたね、露地野菜(玉ねぎ)、花き(トルコギキョウ)	小高区	小高
鳩原生産組合	H29	5	水稲(直播、移植)、大豆、麦	小高区	鳩原
株式会社相馬牧場	H24	4	デントコーン、牧草	小高区	小谷、大富

注) 資料: 農林課・JAふくしま未来・農業振興対策室資料

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

単位：戸、ha

規模拡大の希望		農地転用の希望	
戸数	面積	戸数	面積
69	657.68	204	603.26

注) アンケート調査等による。

第6 農業近代化施設整備の現状

	事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
					名称	数・規模			
生産 関係 施設	新農業構造改善 事業	6.5	109	14,381	片草集落セ ンター	1棟 170.58 m ²	片草農事生 活研究会	S56	1
	農業経営育成促 進農業構造改善 事業	-	3	85,936	複合経営促 進施設	3棟 5,827 m ²	高地区温室 利用組合	H7	2
	地域農業基盤確 立農業構造改善 事業	-	3	457,333	複合経営促 進施設	2棟 23,868 m ²	(有)原町農 産	H8~9	3
関係 通 加工 施設	先進的農業生産総 合推進対策事業	350	908	726,198	米大規模乾燥 調整施設	1基 1,121.58 m ²	石神農業協 同組合	H4~5	4
	先進的農業生産総 合推進対策事業	370	316	711,517	米大規模乾燥 調整施設	1基 1,164.00 m ²	原町市農業 協同組合	H6~7	5

農業近代化施設整備状況図 別添

第7 農業就業者育成・確保の現状

1 新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新規 就農者	新規学卒 就農者 (A)	離職就農者		新規青年 就農者 (A+B)	
			39歳以下 (B)	40歳以上		
平13～17年	19	2	17	9	8	11
18～22年	29	5	24	11	13	16
22～現在(27年)	2		2	1	1	1
28～32年見通し	10	2	8	6	2	8
33～37年見通し	10	2	8	6	2	8

注) 資料：青年就農給付金受給者数

2 農業就業者育成・確保施設の状況

農作業体験施設	就農支援施設	情報通信施設	福祉施設	医療施設	住宅	その他
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

第8 就業機会の現状

1 農業従事者の他産業就業の現状

単位：人

		従業地						合計		
		市内			市外					
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第1次産業	111	91	202	21	13	34	132	104	236
	第2次産業	297	89	386	83	19	102	380	108	488
	第3次産業	233	139	372	61	38	99	294	177	471
計		641	319	960	165	70	235	806	389	1,195
自営兼業	第1次産業	152	110	262	5	4	9	157	114	271
	第2次産業	84	30	114	13	6	19	97	36	133
	第3次産業	74	36	110	7	5	12	81	41	122
計		310	176	486	25	15	40	335	191	526
日雇 臨時雇	第1次産業	34	27	61	8	5	13	42	32	74
	第2次産業	53	16	69	9	6	15	62	22	84
	第3次産業	87	78	165	11	27	38	98	105	203
計		174	121	295	28	38	66	202	159	361
総計		1,125	616	1,741	218	123	341	1,343	739	2,082
上記割合(%)		54.0	29.6	83.6	10.5	5.9	16.4	64.5	35.5	100.0

注) 資料：アンケート調査より

2 農工法等に基づく開発計画の概要

	地区名	企業数	施設用地 面積 (m ²)	出荷額又 は売上額 (百万円)	雇用従業員数		B/A (%)	主な業種
					(A)	うち農業 従事者(B)		
計 画 (昭和49年)	原町		822,864	17,000	2,500	1,960	78.4	一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 精密機械器具製造業
計 画 (昭和60年)	福岡		125,035	2,000	370	280	75.6	金属製品製造業
計 画 (平成60年)	小高		46,089	1,500	280	220	78.6	水晶振動子 エレベーターレール
合 計			993,988	20,500	3,150	2,460	-	
実 績 (平成9年)	原町	3	809,509	5,236	285	97	34.0	電気機械器具製造業
実 績 (平成3年)	福岡	2	122,999	2,700	135	36	26.7	金属製品製造業
実 績 (平成3年)	小高	2	44,405	19,499	302	269	89.1	水晶振動子 エレベーターレール
合 計		7	976,913	27,435	722	402	-	

3 農業従事者に対する就業相談活動の現状

時 期	推進主体	対象者及び参加人員	内 容
なし			

4 企業誘致及び企業誘致活動の現状

時 期	推 進 者	対 象 企 業 名	内 容
なし			

第9 農村生活環境の現状

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益地区	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	主要工事 又は 主要施設名	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
新農業構造改善事業	北萱浜	104 (473)	6,472	運動広場施設 1ヶ所 1,497.50 m ²	北萱浜 集落	S55	1
新農業構造改善事業	北原	158 (535)	15,632	集落センター 1棟 172.24 m ²	北原集落	S55	2
新農業構造改善事業	江井	61 (271)	13,885	集落センター 1棟 179.28 m ²	江井集落	S55	3
農村地域農業構造改善事業	下江井	29 (129)	11,000	集落センター 1棟 139.25 m ²	下江井集 落	S56	4
農山漁村振興特別対策事業	下太田	92 (366)	10,955	下太田多目的集会所 1棟 132.49 m ²	下太田 集落	S57	5
農村地域農業構造改善事業	小沢	53 (260)	15,415	集落センター 1棟 172.00 m ²	小沢集落	S57	6
農山漁村振興特別対策事業	南萱浜	98 (373)	6,000	南萱浜多目的集会所 1棟 120.90 m ²	南萱浜 集落	S58	7
山村地域農林漁業特別対策事業	大谷	32 (156)	9,492	大谷生活改善センター 1棟 89.43 m ²	原町市	S58	8
農村地域農業構造改善事業	大襷	40 (202)	4,680	運動広場施設 1ヶ所 1,110.00 m ²	大襷集落	S58	9
山村地域農林漁業特別対策事業	牛越	201 (732)	12,000	牛越生活改善センター 1棟 133.32 m ²	原町市	S59	10
農村地域農業構造改善事業	北新田	87 (327)	8,425	北新田多目的集会所 1棟 97.70 m ²	北新田 集落	S59	11
農山漁村振興特別対策事業	上北高平	128 (390)	10,016	上北高平第2多目的集会所 1棟 124.22 m ²	上北高平 第2集落	S61	12
地域農業拠点整備事業	高倉	84 (341)	8,285	高倉農事集会所 1棟 125.00 m ²	高倉集落	S61	13
農村地域農業構造改善事業	雫	178 (732)	15,764	雫集落センター 1棟 182.18 m ²	雫集落	S61	14
地区再編農業構造改善事業	益田	56 (222)	9,427	益田構造改善センター 1棟 119.24 m ²	益田集落	S61	15
地区再編農業構造改善事業	高	117 (477)	8,003	運動広場 1ヶ所 6,448.00 m ²	高集落	S61	16

地区再編農業構造改善事業	高	117 (477)	18,568	高構造改善センター 1棟 202.40 m ²	高集落	S62	17
農山漁村振興特別対策事業	牛来	132 (481)	10,800	牛来多目的集会所 1棟 132.49 m ²	牛来 行政区	S63	18
農業農村活性化農業構造改善モデル事業	原町市 一円		11,250	高齢者等就労施設 1棟 132.49 m ²	石神農協	H1	19
農業農村活性化農業構造改善モデル事業	原町市 一円		34,982	バンガロー 3棟 137.00 m ²	原町市	H1	20
農業農村活性化農業構造改善モデル事業	原町市 一円		10,680	農村ふれあい広場施設	高倉アヤマの 里振興組合	H1	21
農業農村活性化農業構造改善モデル事業	原町市 一円		107,241	農業体験実習館 1棟 384.23 m ²	原町市	H2～3	22
新農山漁村振興特別対策事業	中太田	151 (555)	16,451	中太田多目的集会所 1棟 145.74 m ²	中太田 行政区	H3	23
新農山漁村振興特別対策事業	片倉	12 (60)	11,742	片倉多目的集会所 1棟 90.26 m ²	片倉 行政区	H4	24
新農山漁村振興特別対策事業	上高平 1	109 (370)	13,956	上高平 1 多目的集会所 1棟 119.75 m ²	上北高平 1 行政区	H4	25
新農山漁村振興特別対策事業	矢川原	70 (330)	15,244	矢川原多目的集会所 1棟 124.82 m ²	矢川原 行政区	H5	26
新農山漁村振興特別対策事業	上高平 2	128 (390)	11,948	上高平 2 多目的集会所 1棟 94.40 m ²	上北高平 2 行政区	H7	27
新農山漁村振興特別対策事業	大甕下	87 (359)	10,024	農村広場 1ヶ所 370.10 m ²	大甕下 行政区	H7	28
新農業構造改善事業	片草 行政区	134	13,350	片草集落センター	片草地区	S56	29
集会所新築事業	上姥沢 行政区	27	4,200	上姥沢公会堂	上姥沢 地区	S57	30
農用地利用増進特別対策事業	村上 行政区	70	14,800	村上集落センター	村上地区	S57	31
国民年金還元融資事業	小高町 全域		167,700	小高町老人福祉センター	小高町	S57	32
コミュニティーセンター事業	福浦地区		92,835	小高町コミュニティーセンター	小高町	S58	33
農山漁村振興特別対策事業	摩辰 行政区	41	10,050	摩辰集落センター	摩辰地区	S60	34
集会所新築事業	南鳩原 行政区	22	4,800	南鳩原公会堂	南鳩原 地区	S61	35

集会所新築事業	金谷 行政区	80	4,500	金谷公会堂	金谷地区	S61	36
農山漁村振興特別対策事業	羽倉 行政区	51	9,900	羽倉集落センター	羽倉地区	S61	37
農山漁村振興特別対策事業	小谷 行政区	59	11,100	小谷集落センター	小谷地区	S62	38
新農業構造改善事業 (拠点整備)	小屋木 行政区	106	12,450	小屋木集落センター	小屋木地区	S62	39
農村総合整備モデル事業	浦尻 行政区		6,800	農村公園	小高町	S62	40
農山漁村振興特別対策事業	角部内 行政区	31	8,800	角部内集落センター	角部内地区	S63	41
農山漁村振興特別対策事業	福岡 行政区	50	8,450	福岡集落センター	福岡地区	S63	42
新農山漁村振興特別対策事業	大富 行政区	72	17,458	大富集落センター	大富地区	H2	43
新農山漁村振興特別対策事業	泉沢 行政区	53	15,099	泉沢集落センター	泉沢地区	H3	44
新農山漁村振興特別対策事業	角間沢 行政区	36	13,426	角間沢集落センター	角間沢地区	H6	45
農村総合整備モデル事業	小高町 北部	350	753	営農飲雑用水施設	小高町	H7	46
新農山漁村振興特別対策事業	小高 行政区	135	22,145	小高集落センター	小高地区	H8	47
新農山漁村振興特別対策事業	下蛭沢 行政区	23	12,600	下蛭沢集落センター	下蛭沢地区	H9	48
農業集落道路整備	鹿島町全域	3,183 (14,148)	410,780 (760,000)	道路舗装及び改良舗装 26路線、L=14,720m	鹿島町	S51～65	49
農業集落排水施設整備	鹿島町全域	3,183 (14,148)	109,535 (134,400)	鉄筋コンクリートU型フルム舗装他 10路線、L=2,984m	鹿島町	S52～65	50
営農飲雑用水施設整備	18集落	1,215 (6,695)	459,550 (836,300)	営農飲雑用水施設3地区 水源施設3ヶ所、送配水施設	鹿島町	S52～65	51
農村公園施設整備	鹿島町全域	3,183 (14,148)	32,000 (72,800)	農村公園整備 8ヶ所、総面積20,947㎡	鹿島町	S52～65	52
農業環境改善センター整備	11集落	795 (4,088)	0 (234,500)	鉄筋コンクリート2階建、1棟 1ヶ所、A=993.6㎡	鹿島町	S62～65	53

農村生活環境整備状況図 別添

2 農村生活環境整備の問題点

(1) 安全性

防災

本市では、災害の被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に取り組むとともに、これら対策の推進に当たり自助・互助・公助が一体となった防災体制の構築を促進している。しかし、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難により自主防災組織構成員が激減しており、加えて少子化による自主防災における各組織の次世代の担い手不足は深刻な問題となっている。震災の影響で自主防災組織を構成する行政区等が崩壊していることや、地域住民の多くが高齢者であることから、自主防災組織自体が設置できない地域も多く存在する。

東日本大震災の教訓を踏まえて見直しを行った地域防災計画に基づき、災害時における迅速かつ的確な初動防災体制の確立や市民一人ひとりの防災意識の高揚、避難方法や避難場所、避難経路、日頃からの備えなどの周知徹底が必要となっている。災害による被害を最小限にするため、市民自らが相互に助け合うことが出来る防災体制の構築や、災害時の迅速かつ多様な情報提供体制の充実も課題となっている。

また、自主防災組織においては、十分な活動を行うことのできる人員の確保や組織存続のための次世代の担い手の確保が急務となっている。

防火

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、市内で生活する消防団員、とりわけ若手の消防団員の数が大きく減少している。消防団員に対する地域パトロールや消防活動などの要望は増大しているが、団員不足により消防団活動が十分に実施できない地域がある。また、消防施設については、南相馬消防署鹿島分署が建築から46年を経過しており、東日本大震災で亀裂が入るなど施設の老朽化が進んでいる。

このため、避難等により増加している消防団員の退団の歯止めと若手消防団員の確保が急務となっている。また、南相馬消防署鹿島分署については耐震構造となっていないことから、東日本大震災と同程度の地震が発生しても防災拠点としての機能が果たせるよう、施設の整備と強化が求められている。

防犯

本市では、警察・防犯団体等の活動や避難指示区域内で行っている地域見守り隊によるパトロール活動により、平成25年の南相馬警察署管内の刑法犯認知件数は349件となっており、前年に比べて115件減少している。また、暴力追放南相馬市民会議により市民総ぐるみで暴力団を追放する活動を行うとともに、平成24年12月に南相馬市暴力団排除条例を制定し、市民生活や社会経済活動に多大な脅威を与える暴力団の排除を社会全体で推進している。

今後も引き続き、関係機関と連携して防犯体制を強化していくとともに、暴力や犯罪の根絶に向けた取り組みを進めていくことが求められている。

交通安全

本市では、交通教室の開催や市民総ぐるみの交通事故防止運動の取り組みを推進しており、南相馬警察管内の交通事故発生件数は過去 5 年間減少傾向にあるが、高齢者が被害者となる事故が多い状況にある。また、復旧・復興事業等の進展により、震災前と比べて市内を走る大型の車両が増えるなど、交通環境が大きく変化しており、交通事故発生の危険性が高まることが危惧されている。

このことから、引き続き、警察署や交通安全関係団体等と連携して、交通事故防止に関する運動の取り組みを推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢社会の進展や交通量の増加等による交通環境の変化に応じた対策を講じていくことが課題となっている。

(2) 保健性

ごみ処理

本市で排出されるごみは年々増加傾向にあり、処理費用の増加や不法投棄など不適正な処理が生活環境を悪化させるとともに、資源の枯渇や地球温暖化など地球的規模での環境問題へと発展している。

今後は、3R の推進による天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を目指すとともに、地域の活力を引き出しつつ、環境と経済の好循環を実現していくことが求められている。

排水処理、糞尿処理

本市の公共下水道は、平成 32 年度完了を目指し整備を進めてきたが、東日本大震災後、災害公営住宅や復興・復旧関連の事業所及び作業員宿舍の建設により、下水道への接続数が急激に増加し、処理場の処理能力を圧迫しているとともに、合併浄化槽についても、津波被災者や原発被災者の移転に伴い設置数が増加しており、下水道施設の整備推進が課題となっている。また、農業集落排水処理施設についても、個別移転、集団移転及び災害公営等の住宅の建設にともない、施設への接続の推進が求められている。

その他、原町第一下水処理場については、供用開始から 40 年が経過していることや管渠の老朽化により污水管に地下水等が流入するいわゆる不明水が増加するなど、老朽化した施設や設備の更新が課題となっている。

給水

本市の水道施設は、老朽化が進んでいるとともに、耐震構造となっていない管理棟、配水池等を複数有し、大規模地震等で施設が被災した場合に十分な飲料水を確保できなくなることが懸念されている。また、管路についても経年劣化による漏水が恒常的に発生しており、有収率の低下などが課題となっている。

このため、早期に施設の耐震化を進めるとともに、老朽施設・管路の計画的な更新を行い、効率的な業務運営や有収率の向上を図る必要がある。

また、小高区においては、東日本大震災前の水道普及率が 50.4%と低い状況にあり、未給水

区域の解消が求められている。

さらに、原子力災害による水道水の放射性物質に対する市民の不安があることから、相馬地方広域水道企業団とも連携し、今後もその不安解消に努める必要がある。

医療・保健

これまで本市では、子どもの健やかな成長や子育て支援のために、妊娠早期からの健診や出産後の保健指導、乳幼児健診、育児相談事業などを実施してきた。また、小児科の初期救急医療を再開し、休日夜間診療を実施するとともに、18歳までの医療費無料化など、子どもを取り巻く医療の充実に努めている。

しかし、震災後、乳幼児健診において食生活や生活習慣に課題のある子どもや、1歳6か月児及び3歳児健康診査で言葉の遅れや多動などで経過観察となっている子どもが増加傾向にあり、子どもの健やかな成長を促進するために、乳幼児こども医療費補助の継続とともに、乳幼児への発達支援体制や生活習慣の意識づけ、地域の医療機関との連携など、小児医療体制の充実を図ることが課題となっている。

本市では、これまで病気の早期発見・早期治療や、健康的な生活習慣づくりを目指して、健康診査や保健指導などを実施してきたが、がん検診受診率、特定健診受診率及び特定保健指導実施率が目標の達成に至っておらず、国民健康保険加入者の疾病分類統計においても、高血圧性疾患、糖尿病の治療者が多くみられる。

また、普段の生活についても、運動を週に2～3回以上行っている人が震災前に比べ減少傾向にある。

このような現状を踏まえ、市民の健康づくり促進のために、検(健)診受診体制の充実や健康課題の分析と分析結果に基づく施策の実施、適正な食生活やウォーキングをはじめとする運動など正しい生活習慣づくりの推進が課題となっている。

本市では、これまで地域医療体制や救急医療体制の充実に力点を置いた施策を実施してきた。しかし、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響により、診療や入院受入れを再開できない医療機関があること、加えて生産年齢人口の避難や転出に伴い、医療スタッフが不足しているために震災前同様には稼働できていない医療機関があることから、市民の医療ニーズに十分に答えられていない状況となっている。

このため、市民が安心して医療を受ける環境を維持するために、医師や看護師などの医療スタッフや急性期医療などの医療の確保、休止している医療機関の再開支援が課題となっている。

本市には、現在2つの市立病院があり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以前は、総合病院は中核基幹病院として入院を中心とした急性期医療(二次救急医療機関)、小高病院は、ケアミックス型の病院として運営していた。

総合病院は原発事故以降、入院患者を置けない状態となったが、病院を閉鎖することなく外来機能を維持し、住民帰還とともに徐々に入院病床を再開したものの、医療スタッフ不足により平均病床利用率、平均外来患者数ともに震災前の70%の水準にとどまっている。小高病院では病院の休止を余儀なくされたが、平成26年4月から週3日間の外来診療を再開した。

このような状況下で、総合病院では、一定の医師数は確保したものの、常勤医師の診療科の偏

りや短期的な雇用形態の医師が多く、総合病院としての機能を果たすためには今後も恒常的な医師の確保が必要となっている。また、看護師不足により病棟が完全に再開できない状況である。

さらに、他の医療機関では施設面や採算面から開設が困難な救急医療、特に本地域で発症率の高い脳卒中についての高度医療提供をいかに行うかが課題となっている。

震災後の療養型医療・介護施設等のサービスの減少により、在宅での医療需要が高く、特に仮設住宅での在宅診療が必要な現状にあるが、採算性やスタッフの問題から積極的に在宅診療を行う医療機関は少数となっている。また、原発事故の影響による住民の健康被害への不安を取り除くため、診療や各種特定健診が必要とされているが、施設整備や採算面から対応できる医療機関が不足している状況である。

小高病院では、常勤医が確保できていないため、週 3 日の外来診療しか行えない状況となっており、恒久的な診療体制の確立と市民が安心して生活できる環境の整備が課題となっている。

(3) 利便性

交通

本市では、これまで主要な幹線道路である国道、県道との連携を図りながら道路ネットワークの形成に努めてきたが、東日本大震災により多くの道路や橋梁が被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故により、南北の交通や首都圏との広域的な交通網が寸断された。

今後は、市内の幹線道路の見直しや狭隘道路の道路改良及び通学路等の歩道のバリアフリー化などの整備を計画的に進めていくことや防災集団移転や災害公営住宅のエリアなどとの道路ネットワークの構築が求められている。さらに、常磐自動車道の全線開通に伴い、高速交通体系と連携した新たなネットワークの確立も課題となっている。

また、高度経済成長期に集中的に建設された社会資本ストックが高齢化し、道路インフラの一部は損傷が顕著なことから、インフラの老朽化対策及び長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

通信

本市では、南相馬市情報化基盤整備計画に基づき、インターネット接続環境の整備や、情報システムの新規導入・更新、庁内情報化人材育成等、行政事務の情報化を推進してきた。

インターネット環境整備に伴い、今後は、利用促進面での環境整備、高齢者に対する支援等が課題になっている。また、行政事務の情報化推進に伴い、保有する情報の量、取扱者数が増大しており、これまで以上のセキュリティ対策が必要になっている。

(4) 快適性

本市では、これまで主要な幹線道路である国道、県道との連携を図りながら道路ネットワークの形成に努めてきたが、東日本大震災により多くの道路や橋梁が被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故により、南北の交通や首都圏との広域的な交通網が寸断された。

今後は、市内の幹線道路の見直しや狭隘道路の道路改良及び通学路等の歩道のバリアフリー化などの整備を計画的に進めていくことや防災集団移転や災害公営住宅のエリアなどとの道路ネットワークの構築が求められている。さら本市では、東日本大震災に伴う避難生活の長期化及び

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする要支援・要介護者の数が増加傾向にある。これまで、介護予防の推進や、介護サービス環境の整備、在宅介護への支援などに取り組んできたが、震災以降は介護保険料の減免など、被災地域の被保険者の負担軽減に努めている。

今後は、要介護等認定者及びサービス利用者の増加が保険財政に大きく影響を与えていることから、不適切な保険給付費の削減等、保険給付費の適正化の取り組みが求められており、介護保険制度の持続のための財源の確保が課題となっている。また、震災以降、国の財政支援で介護保険料減免が平成 26 年度においても継続していることにより、市民の納付意識が薄れていることも課題となっている。

また、市内の介護保険施設では、ベッドを増床してもスタッフ不足によりフル稼働できなかったり、一部サービスを制限したりするなどの状況が続いており、介護に携わるスタッフの確保が喫緊の課題となっている。常磐自動車道の全線開通に伴い、高速交通体系と連携した新たなネットワークの確立も課題となっている。

また、高度経済成長期に集中的に建設された社会資本ストックが高齢化し、道路インフラの一部は損傷が顕著なことから、インフラの老朽化対策及び長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

(5) 文化性

本市の指定文化財は、11 件が国指定となっているが、うち 8 件が史跡であり、全国的にみても突出して件数が多く、またその時代、種類は多様となっている。しかし東日本大震災により、国史跡「観音堂石仏」など多くの文化財が被災するとともに、史跡等の保存管理が困難な事例が生じている。また、震災前に進めてきた浦尻貝塚史跡公園整備事業、泉官衙遺跡史跡整備事業は、現在休止しているほか、鹿島歴史民俗資料館の解体などにより、適切な収蔵場所が確保できず、資料の保存が危惧されている。

市の文化的魅力を発信し、交流人口の拡大を図るため、市民とともに地域を象徴する特色ある文化財を保存活用し、地域文化の向上に努める必要がある。

第 10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状

1 林業の概況

本市は、福島県の東北部に位置し、北は相馬市、南は浪江町、西は飯舘村に接し、東は太平洋に面している。西部に阿武隈山系が縦走し、この山並を水源として小高川、真野川、新田川、太田川が東西に貫流し、沖積平原及び扇状地を形成している。

本市の総面積は 39,850ha であり、森林面積は 22,011 ha(国有林 8,889 ha、民有林 13,122ha)で、総面積の約 55% を占めている。森林は、林産物の生産、国土保全、水源のかん養、環境保全等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついている。

2 農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点

民有林の森林整備状況を見ると、人工林が 5,202 ha で、民有林面積の約 40% を占めており、今後これらの森林の適正な整備を推進していくことが当面の緊急かつ重要な課題となっている。

しかし、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化等により、林業生産活動が全般的に停滞し、間伐・保育等が適正に実施されない森林が増加している。このような現状から、市、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的な間伐・保育等の森林整備を積極的に進めるためには、その基盤となる路網整備の推進や森林組合等による施業実施体制の整備、あるいは林業事業体の育成など関係施策を積極的に実施する必要がある。

また、本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大津波によって海岸防災林の大部分が流出するとともに、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故によって、本市の一部が避難指示区域に指定されたことにより、居住や林業生産活動が制限されるとともに、放射性物質の影響によって森林施業が部分的に困難な状況になっている。

3 林業の振興に関する諸計画の概要

(1) 磐城地域森林計画

計画対象森林面積	119,153 ha
対象市町村	相馬市、南相馬市、いわき市、双葉郡、相馬郡の13市町村
計画内容の概要	森林法第5条に基づく県計画であり、計画期間を平成25年4月1日から平成35年3月31日の10年間として、下記内容について定めている。 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 森林の整備に関する事項 森林の保全に関する事項 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 計画量等 その他必要な事項
計画樹立年月	平成24年樹立 平成28年第4回変更

(2) 南相馬市森林整備計画

計画内容の概要	地域森林計画の対象となっている民有林についての整備計画を定めたもので、平成25年4月から平成35年3月までの10年を計画期間として、下記内容について定めている。 伐採、造林、保育その他の整備に関する基本的な事項 森林の整備に関する事項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 造林に関する事項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林施業の共同化の促進に関する事項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 その他必要な事項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 森林の保健機能の増進に関する事項 その他森林の整備のために必要な事項
計画樹立年月	平成25年3月

第 1 1 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

1 協定制度の実施状況

特になし

2 交換分合

(1) 実施状況

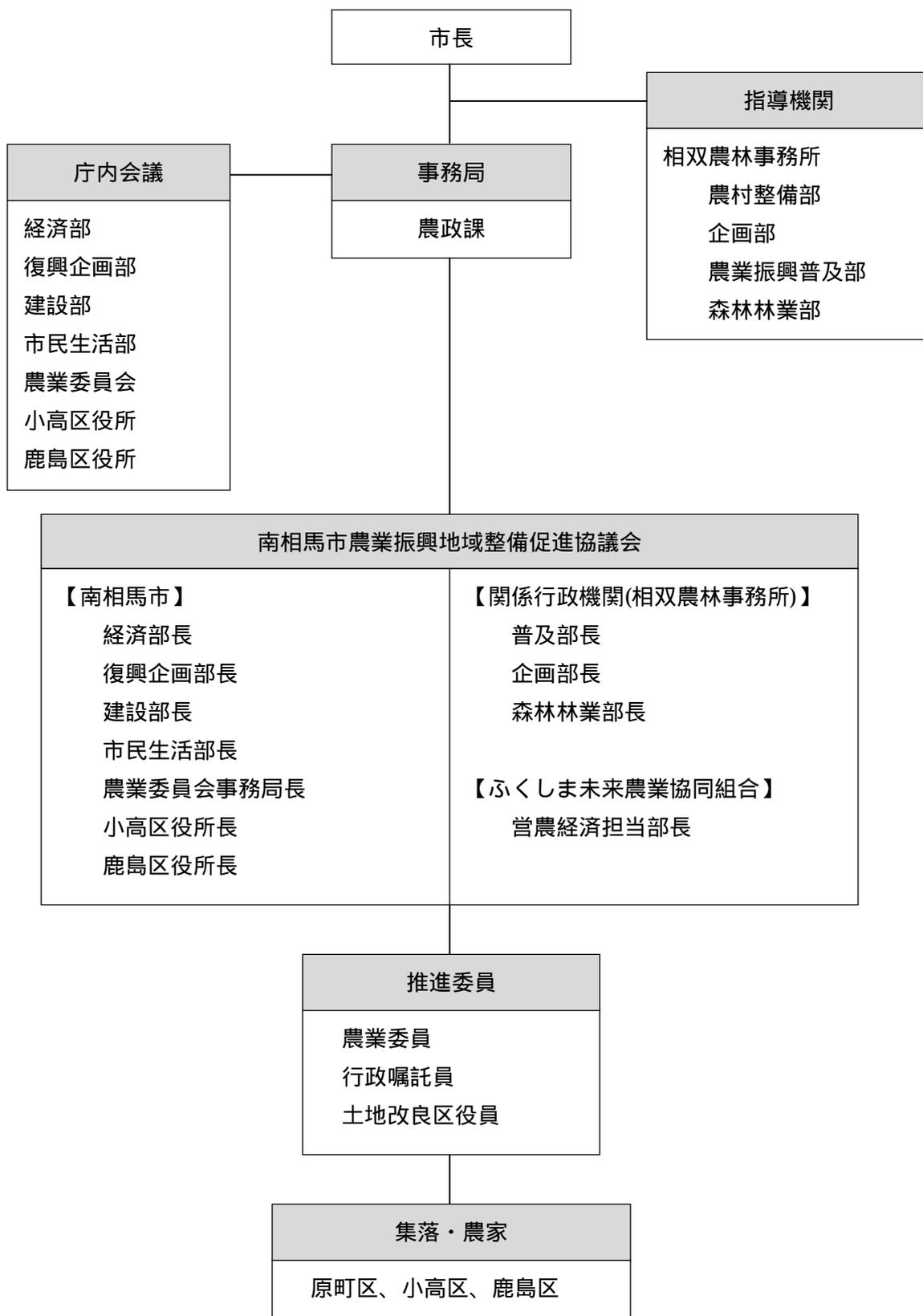
特になし

(2) 今後の見通し

特になし

第 1 2 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

1 推進体制図



2 市町村の財政状況

単位：千円

	23年	24年	25年	26年	27年
歳出合計（A）	62,497,061	64,853,648	66,465,278	102,205,204	135,712,680
農業関係費（B）	2,023,903	2,328,579	2,777,319	3,777,887	5,652,838
農業関係事業市町村負担金					
B/A（％）	3.2	3.6	4.2	3.7	4.2
財政力指数	0.59	0.57	0.56	0.57	0.60
実質収支比率（％）	11.5	12.0	11.5	17.0	11.2
実質公債費比率（％）	15.2	14.4	14.1	12.9	12.3
経常収支比率（％）	118.1	87.1	86.1	87.8	87.8

注）資料：南相馬市普通会計決算状況等

3 その他参考となる事項